

長野県出資等外郭団体改革状況検証シート (公益・特別法人用)

1 団体の概要

団体名 (所在地)	長野県信用保証協会 (長野市大字南長野町597-5)		代表者	湯原 康
設立根拠	信用保証協会法	設立年	昭和29年	県所管部局 (課)
		商工部(ビジネス誘発課)		
〔設立の沿革〕		〔設立目的(寄付行為・定款上)〕		
<ul style="list-style-type: none"> 昭和24年、社団法人として設立 昭和25年、財団法人として設立 昭和29年、信用保証協会法に基づく特殊法人に組織変更 		中小企業者のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ること。		
		〔具体的な事業内容〕		
		・中小企業者等が銀行その他金融機関から事業資金の貸付等を受ける際、その貸付金等の債務を保証すること。 ・上記債務に係る代位弁済。		
		〔事業執行状況を示す主な指標〕		
		・保証承諾(百万円) H15 347,890 H16 262,888 H17 265,262 ・保証債務残高(百万円) H15 617,149 H16 606,175 H17 585,264 ・代位弁済(百万円) H15 13,731 H16 11,675 H17 11,812		
基本財産(円)	35,117,233,078円	うち県の出 捐額(円)	5,990,341,000円	県出捐 率(%)
		17.1%		
		〔主な出捐者・出捐額(円)・出捐率(%)〕		
		・市町村 490,804千円 1.4% ・地方銀行 868,420千円 2.5% ・信用金庫 631,094千円 1.8%		

* 役職員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

役員数	年 度		H15	H16	H17	H18	
	役員数	常 勤		5	6	5	5
うち県職員			1	1	0	1	
職員数	非 常 勤		13	13	13	13	
	うち県職員		2	2	2	2	
職員数	常 勤		124	116	118	117	
	うち県職員		0	0	0	0	
職員数	非 常 勤		0	0	0	0	
	うち県職員		0	0	0	0	
県職員計(非常勤役員除く)			1	1	0	1	
役員平均年齢	59.8	役員平均年収(千円)	9,124	職員平均年齢	41.6	職員の平均年収(千円)	6,887

* 次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円、%)

収 支 状 況	当期収入合計	20,227,886	(21,080,697)	県 費 受 入 状 況	補助金	0	(0)
	当期支出合計	18,571,118	(21,101,361)		事業費	0	(0)
	当期収支差額	1,656,768	(20,664)		運営費	0	(0)
	次期繰越額	0	(0)		交付金	0	(0)
財 務 ・ 資 産 関 係 指 標	自主事業比率	100.0	(100.0)	負担金	0	(0)	
	公益事業比率	100.0	(100.0)	委託料	0	(0)	
	収支比率	108.9	(99.9)	貸付金	0	(0)	
	人件費比率	5.9	(5.3)	出捐金	0	(201,874)	
	管理費比率	8.1	(7.9)	損失補償年 度末残高	0	(0)	
	事業支出伸び率	2.4	(13.6)	人件費関係費 用(再掲)	0	(0)	
	補助金等比率	-	-				

経営計画等の策定状況

3ヵ年の中期事業計画及び年度経営計画を策定。

民間(NPO含む)との競合状況

保証業務自体は、民間でも可能であるが、中小企業信用保険法による公的な信用補完制度としての役割は民間ではできない。

情報公開の取組状況

情報公開実施要領に基づき公開している。また、事業計画書や事業報告書等について、ホームページや広報誌で公開している。

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針	制度的な制約を解消した段階で長野県農業信用基金協会と統合	
改革実施プラン策定	-	

改革基本方針及び改革実施プランの概要		実 施 状 況	
実施年月		実施年月	
H16年度から	両協会が統合できるよう、国に対して制度改正を提案する。	平成16年6月	経済産業省(中小企業庁)に制度改正を提案。
提案後	国における制度改正。	-	改正予定なし。 ・この提案は、省庁統合と同義である。 ・中小企業者に対し、統合のメリット、デメリットを提示し、そのうえで要望があれば議論すべき。
制度上の制約 解消後	長野県農業信用基金協会と統合。		

〔監査結果等〕

〔団体の課題〕
信用保証協会は信用保証協会法、農業信用基金協会は農協信用保証保険法に基づいて設立されており、統合には法律改正が必要である。 長野県農業信用基金協会との統合は法律改正が必要であるが、国は法律改正を今のところ予定していない。

〔県の考え〕
信用保証協会の統合については、信用保証協会法第24条の規定により、理事の決定及び主務大臣の認可を得て、他の都道府県の信用保証協会との統合はできる旨の規定があるだけであり、他種の協会との統合は想定されていないことから、現行法では農業信用基金協会との統合はできない。 長野県農業信用基金協会と統合する場合は法律改正が必要であるが、国は法律改正を今のところ予定されておらず、制度的な制約の解消は困難である。

長野県出資等外郭団体改革状況検証シート (公益・特別法人用)

1 団体の概要

団体名 (所在地)	長野県農業信用基金協会 (長野市北石堂町1177-3)		代表者	茂木 守	
設立根拠	農業信用保証保険法	設立年	昭和36年	県所管部局 (課)	農政部(農村振興課)
〔設立の沿革〕		〔設立目的(寄付行為・定款上)〕			
昭和36年 農業信用保証保険法に基づき 長野県農業信用基金協会設立		農業信用保証保険法に基づき、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等 に対する貸付について、その債務の保証をすることにより、農業者等がその資本装 備を高度化し、及びその経営を近代化するために必要な資金の融通を円滑化にし、 もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資する。			
		〔具体的な事業内容〕			
		・農業近代化資金、就農支援資金、住宅・生活資金等貸付に係る債務保証 ・上記保証に係る代位弁済			
		〔事業執行状況を示す主な指標〕			
		・新規債務保証額(千円) H15: 39,773,511 H16: 46,216,622 H17: 37,405,712 ・債務保証残高(千円) H15: 194,185,639 H16: 198,826,107 H17: 209,293,004 ・代位弁済額(千円) H15: 800,451 H16: 897,466 H17: 913,980			
基本財産(円)	6,243,740,000円	うち県の出 捐額(円)	568,660,000円	県出捐 率(%)	9.1%
		〔主な出捐者・出捐額(円)・出捐率(%)〕			
		市 町 村 307,220,000円 (4.9%) 農業協同組合 5,353,840,000円 (85.8%)			

* 役員員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

役員数	年 度		H15	H16	H17	H18	
	役員数	常 勤	うち県職員	1	1	1	1
非 常 勤			16	16	15	15	
職員数	常 勤	うち県職員	2	2	1	1	
		非 常 勤	16	16	17	19	
県職員計(非常勤役員除く)			0	0	0	0	
役員平均年齢	64.7歳	役員平均年収(千円)	-	職員平均年齢	40.5歳	職員の平均年収(千円)	5,814千円

* 次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円、%)

収支状況	当期収入合計	2,649,374	(4,257,110)	県費受入状況	補助金	309	(545)
	当期支出合計	2,242,490	(4,244,664)		事業費	309	(545)
	当期収支差額	406,884	(12,446)		運営費	0	(0)
	次期繰越額	0	(0)		交付金	0	(0)
財務・資産関係指標	自主事業比率	100.0	(100.0)	負担金	0	(0)	
	公益事業比率	100.0	(100.0)	委託料	0	(0)	
	収支比率	118.1	(100.3)	貸付金	30,000	(31,250)	
	人件費比率	5.7	(2.9)	出捐金	2,575	(1,996)	
	管理費比率	7.7	(4.5)	損失補償年度末残高	0	(0)	
	事業支出伸び率	0.4	(1.5)	人件費関係費用(再掲)	0	(0)	
	補助金等比率	0.0	(0.0)				

経営計画等の策定状況

・平成19年2月に「第5次経営計画(H19~H21)」策定

民間(NPO含む)との競合状況

・農業信用保証業務は、基本的には農業者を保証対象としているので、他との競合はあまりない。

情報公開の取組状況

・業務、財務状況についてホームページで公表

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針	制度的な制約を解消した段階で長野県信用保証協会と統合	
改革実施プラン策定	-	

改革基本方針及び改革実施プランの概要		実施状況	
実施年月		実施年月	
平成16年度~	<p>国へ統合のための法制度改正を提案</p> <p>農業協同組合その他の金融機関の農業者への貸付の債務保証を行っている。 農業者への信用保証は、現在のところ民間対応が困難であり、事業実績もあることから、今後も継続して事業を実施する。 現行法のもとでは、農業者への貸付に対する保証は当協会が、中小の商工業者への貸付に対する保証は長野県信用保証協会がそれぞれ行っており、信用保証協会への統合により業際に位置する事業者への保証が可能となり事業効果も向上するため、両協会を統合できるよう、県として国に対して制度改正を提案する。</p>	H16. 6.16	国に対して説明し、法律改正等を要望したが、制度の仕組み、保証対象者が異なるため法律の改正は困難との見解

〔監査結果等〕

平成17年2月10日、3月8日~15日 農林水産省関東農政局生産経営流通部検査指導課

- 検査指摘事項
- 1 中期事業計画の適正実施
 - 2 事務委託手続の適正化
 - 3 求償権の管理・回収の適正化

平成17年11月30日 監査委員事務局 財政的援助団体監査
監査対象事項 「債務保証料補助金」「貸付金」 指摘事項なし

〔団体の課題〕

信用保証協会は信用保証協会法、農業信用基金協会は農業信用保証保険法に基づいて設立されており、法律を改正しないと統合できない。
長野県信用保証協会との統合は、法律改正が必要であるが、国は法律改正を予定していない。

〔県の考え〕

農業信用基金の統合等は、農業信用保証保険法第48条の9の規定により、総会の議決、主務大臣の許可を得て、他県の信用基金協会のみならず事業を譲り渡すことができるとされており、信用保証協会との統合はできない。
長野県信用保証協会との統合は、法律改正が必要であるが、国は法律改正を予定しておらず、法律の改正は困難である。
また、農業信用基金協会は、農協とのつながりが強く、電算システムも農協と共有になっており、信用保証協会との事務局統合、ワンフロー化を行っても、効率化にはならない。